

再評価結果（平成16年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局 国道・防災課
担当課長名：中島 威夫

事業名 一般国道8号 塩津バイパス		事業区分 一般国道	事業主体 国土交通省 近畿地方整備局
起終点 自：滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜 至：滋賀県伊香郡木之本町飯浦		延長 3.5 km	
事業概要 塩津バイパスは、琵琶湖最北端に位置する3.5kmのバイパスであり、国道8号の交通安全性の確保、冬季の円滑な道路交通および北陸自動車道の代替路の確保に寄与するものである。			
S59年度事業化	H 年度都市計画決定 (H - 年度変更)	S60年度用地着手	H 元年度工事着手
全体事業費	約130億円	事業進捗率	58% 供用済延長 1.5 km
計画交通量	14,800台/日		
費用対効果 分析結果	B / C (事業全体) 1.7 (残事業) 2.1	総費用 (残事業)/(事業全体) 50億円/158億円 事業費：43/146億円 維持管理費：7/12億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 106/263億円 走行時間短縮便益：100/249 億円 走行費用減少便益：2/13 億円 交通事故減少便益：4/1 億円
基準年 平成15年			
事業の効果等 ・地域づくりの支援（琵琶湖リゾートネックレス構想を支援） ・災害への備え（緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付け（第1次）） 他8項目に該当			
関係する地方公共団体等の意見 塩津バイパスは交通安全の確保、冬季の円滑な道路交通確保に不可欠な道路であることから、西浅井町他から事業促進の要望を受けている。			
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等 事業区間沿線の人家連担地では、交通量の増加に伴い事故が多発しており、早期の対策が必要な状況にある。			
事業の進捗状況、残事業の内容等 異常気象通行規制区間の解消のため、平成8年10月に2工区1.5kmを供用			
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等 事業の残る1工区については、軟弱地盤の圧密沈下がほぼ収束してきたことから、平成15年度より工事に着手し、早期完成を目指す。			
施設の構造や工法の変更等 残区間の施工にあたっては、建設発生土の活用や再生材の利用など新技術の活用を図り、コスト縮減に努める。			
対応方針	事業継続		
対応方針決定の理由	以上の状況を勘案すれば、当初から事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。		
事業概要図			

総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。